

先生各位

診療報酬算定方法の一部改正についてのご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記の項目におきまして、保医発 0628 第 1 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和元年 7 月 1 日より適用

《対象項目》

総合 検査案内	検査 コード	検査項目名称	検体量	実施料 (判断料)	所要日数	検査方法
未掲載	0061	25OH ビタミンD 【ECLIA】	血清 0.5mL	117 点 (生化 I)	2 ~ 5 日	ECLIA 法

改正後	現行
D007 血液化学検査 (1) ~ (23) (略) (24) 原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA 法、CLIA 法又は CLEIA 法により 25-ヒドロキシビタミン D を測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に 1 回に限り、心筋トロポニン I、KL-6 の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。 (25) ~ (52) (略)	D007 血液化学検査 (1) ~ (23) (略) (24) ECLIA 法を用いた 25-ヒドロキシビタミン D ア ECLIA 法を用いた 25-ヒドロキシビタミン D は、KL-6 の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA 法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に 1 回に限り算定する。 ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること。 (25) ~ (52) (略)